

## 令和4年度 第2回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年1月27日（金）午後1時30分から午後4時00分
- 2 場 所 千葉県庁南庁舎4階 収用委員会審理室
- 3 議 題 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の重点項目の具体的な内容について
- 4 配付資料 資料①～⑧
- 5 出席者 委員10名、事務局6名
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事

**事務局** 前回の会議の協議事項にあった医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実、ICT利活用による教育の質の向上についての進捗状況を報告する。

P39の②医療的ケア児の通学支援の体制整備については、今年度から課題研究のために医療的ケア課題検討会議を立ち上げた。医療的ケア児の通学支援をテーマに、医療的ケア児を取り巻く関係者からの意見聴取、先行して実施されている他県の情報収集を行った。研究を進める中で、同乗する看護師の確保、県内の福祉タクシーの保有状況、市町村との連携など、さまざまな課題が見えてきた。次年度以降はさらに専門的な立場から意見を聞きながら、関係機関と連携して通学支援のシステムを考えていく。

④教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上については、看護師全員が受講できるよう動画視聴を取り入れながら研修を行った。⑤については安房特別支援学校を研究指定校として取り組んだ。具体的には鴨川市への支援として医療的ケアガイドラインなど特別支援学校のノウハウを市に提供したり、市の職員が鴨川分教室を視察したりした。また、安房地区医療的ケアネットワーク連絡会を実施するなど、地域のネットワークづくりの参考となる事例となった。

P51のICT環境の整備については今年度末までに小中学部用に2500台配備し、一人一台端末となる。高等部は約8割整備されており、引き続き通信環境の整備を進めていく。P52の校務の効率化については、校務支援システムの導入を進めている。

課題としては、個別の指導計画等の様式が障害種の違いなどから統一されておらず、各校が独自に進めている現状がある。今後様式を整理し、効率的に進めていくよう取り組んでいく。ICTの利活用による子供たちの効果、ICTを活用した教師の指導力向上について協議をお願いしたい。

また、卒業後の豊かな生活に向けた支援について、重度で重複している生徒の卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた関係機関とのネットワークの在り方についても協議をお願いしたい。

**委 員** 現在、県内で医療的ケアがあり、通学できない児童生徒はどれくらい在籍しているか。

**事務局** 県内に医療的ケア児は372名いる。医療的ケアがありスクールバスに乗れない児童生徒は184名である。

- 委員 医療的ケア児でスクールバスに乗れないため、保護者送迎となっている事例がある。身体が大きくなると保護者の自家用車での送迎も難しくなり、スクールバスの乗車は一層難しくなる。医療的ケア児の通学支援について検討を進めてほしい。
- 委員 医療的ケア児で通学手段がないため、訪問学級となる場合もあるので、事業を進めてほしい。
- 委員 訪問学級の児童生徒も予定されている通学であれば、就学奨励費の対象となる。この部分も考慮してほしい。
- 委員 ICTについて、特別支援学校と高等学校との違いが知りたい。義務教育では国の補助があって保護者負担なしでPCが配付されているようだが、高校では千葉県は端末を生徒負担で用意している。県内120校あるうちの20校が今年すでに端末を用意するよう案内を出してICT教育を展開している。  
また、ICT環境については、普通教室はWi-Fiが整備されたが、特別教室には整備されていない。特別支援学校の現状はどうか。
- 事務局 特別支援学校は県で購入し、高等部の生徒の8割程度は導入している。個人で購入することも可能だが、入学に合わせて購入をお願いするということはない。無線LANは今年度、特別教室用に整備し、次年度は普通教室への導入を予定している。  
また、可搬式の無線LANもあるため、それらを含めると全ての教室で行うことが可能となる。
- 委員 職員のICTの活用に関する研修はあるか。
- 事務局 学校の情報担当職員向けの研修があり、そこから校内で広めるようにしている。  
また、今年度は、2校を研究指定し、実際の活用の事例を県内に発信していく予定である。
- 委員 ICTの利活用による子供たちの効果についてはどうか。
- 委員 文部科学省の「令和の日本型学校教育」の中で、個別最適な学びの実現にはICTが有効であるとされている。高校では、ICT教育の初歩としてプロジェクターを活用している事例が多い。家庭科などの実習の場面では動画を見せると理解が早く、レポート提出でもPDFで提出させてPDFのまま採点するという先生もいる。  
また、チャット機能を活用すると、一人一人の意見を短時間で集約することが可能で、大人数の授業でも対応できる。Zoomを使用とすると、生徒同士の協議が場所、時間を問わずに協働の学びが可能となる。
- 委員 発達障害の障害特性で感受性の高く、学校に行けない子がいる。ICTの機器が導入されると、家庭でも学習できるようになるため、そういった生徒の為に、個別的な対応ができるようになると良い。
- 委員 肢体不自由の学校で、入院した児童生徒がベットサイドからWi-Fiを使って、学級のホームルームや集会に参加するような事例があった。病院も協力的で、集団に参加できない児童生徒には有効であると感じている。
- 委員 ICTは行事等で活用されており、家庭からも参加できるようになっている。  
また、授業についてもICTを活用して学部、学年集会を行うということも行われている。職員の研修では、中堅研修においてICTを活用した授業研究を行うよう

- になっており、それらをもとに全校で研修を行っている。また、授業研究会を学部単位ではなく、縦割りでやっている学校もあり、他学部の授業も参考にしている。
- 委員 肢体不自由の学校だけでは生徒数が少なく、他学年の生徒とまとまって学習することがあった。コミュニケーションの機会は少なかった。高校は県立の学校に通ったので、そういう機会が多かった。障害をもっていても地域に通うケースが増えている。学校の中での学びも大事。学校が違って交流ができていくことは大事である。重複障害児のコミュニケーションのトラブルを聞く。ICTはいろいろな人とつながる良い面と悪い面がある。リスクも同時に学んでいく必要がある。
- 委員 流山高等学園では、台湾の人と交流していた。機会があるとICTで海外の人ともつながることが可能である。同時にリスクの学習も必要となる。
- 委員 高校では、学習アプリを使用している学校が多い。本校で採用しているスタディアアプリでも学習コンテンツがいくつもあり、自分の苦手なコンテンツをみることで自分だけの苦手克服の学習も可能となり、個別最適な学びが実現できる。特別支援学校は学習教材に学習アプリを適用しているのか。高校では学年制の学校が多く、授業は同学年で展開され、先輩と後輩が入り混じった学びがない。江ヶ崎委員が言われた特別支援学校は学年を超えた学習があって良いとは、まさにそのとおりである。社会に出たら年の異なる人と協働して仕事を進めるので、その授業の経験は絶対に必要になる。
- 委員 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実では、就労支援に関してはネットワークができており、就労コーディネーターを中心に連携しながら進められている。第3次計画を策定する中で、企業就労ではない、福祉的就労や生活支援の子どもへのネットワークに目を向けるべきという話がでた。今は学校ごとに取り組んでいる現状がある。障害の重い子どもへの支援、進路について御提案いただきたい。
- 委員 就労支援のネットワークは、教育関係者と障害者就業・生活支援センターが、定期的にネットワーク会議を開くことで、情報を共有し、ある程度下地は整っている。重度の子どもは進路先が決まらないことがある。特に行動障害がある子は行き先がない。本来はもっと早くから対応しなければならない。今は担任、進路担当者に頼っている。
- 市原、君津、安房など南房総ではネットワーク会議の中で、重度の方の情報共有も行っている。その会議をもとに次に進んだということがあり、会議の必要性を感じている。市町村の相談センターには、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点がある。行き先が決まりづらい人については、基幹相談支援センターを中心に市町村を巻き込んで進路先も含めて探していくことになる。そのため、基幹相談支援センターと学校の進路指導担当者が会議を行っていくことが近道である。課題は学区。現在、学校が関わっている市町村が多くなっているのでどう整理していくかが課題である。学校側から相談支援センターに声をかけ、会議を設定していくのが良い。地域によっては、相談センターの整備に差がある。民間の法人に委託してやっている自治体もあるが、課題が多い自治体もある。そういった意味で、学校側から地域の支援センターに声をかけることで地域の底上げとなる場合もある。情報共有のア

アプローチは今後につながる。

委員 基幹相談支援センターについては市町村によって規模の差もある。こちらから何らかの働きかけが必要と感じている。自治体から自治体へ少しずつ広がっていくだろう。

委員 行く場所はないから週1回ということがある。実際の状況はどうか。

委員 事業所だけでは受け皿が少なく、特に医療的ケアを必要とする重度のお子さんは支えきれないのが現状である。対象の範囲に医療機関がなく、週に1回利用で、ほとんど家庭でみるという状況がある。今後、受け入れ拠点を作っていかなければいけない。ネットワーク会議はその入り口となる。市町村レベルで地域の自立支援協議会と絡めて課題を解決していく。また、行動障害、他人を傷つける方は受け入れ先がない。こうした方の困っている状況を会議で共有することから始めて行く。

委員 肢体不自由で医ケアがある重度の子は、呼吸器がついてしまうと週5回は難しい。医療がどう介入していくのか課題となる。呼吸器の子が増えており、就労のつながりが必要となる。知的障害が軽度であっても卒業後、生活介護となり、進路がほとんどないのが現状である。受け皿が少ないのが現状である。

委員 行動障害のある人の障害の状態を作り上げないことが大事である。特別支援学校卒業後、行動障害があるから事業所に入ることは難しい。幼少期から関わりが大事であり、障害特性に合わせて、行動障害を作らないようにしなければならない。行き先がない人をどうするのか。会議で挙がる人はどうするか検討されるが、境界の子達は難しい。障害に対しての知識を作らなければならない。福祉、教育、オープンにし、誰のためにやるのか。いかに行動障害を取り除いていくかが課題となる。何らかの形になれば良い。

事務局 高等学校における通級の指導について、報告する。巡回指導を本格的に始めるにあたって、3回の連絡協議会を実施した。初回は管理職も参加し、巡回指導を実現するための課題について確認した。2, 3回は実際に通級を実践した好事例の紹介、他校の実践などを情報共有した。管理職や担当者からは、現在の各学校1名での体制では現任校での役割が多く他校への巡回は難しい。他県では、高等学校では自校通級が多い。巡回指導を実践している拠点校には複数の教員を配置している状況である。当課としては、巡回指導を実現するためには、拠点校に担当教員を複数人配置することが必要であると考え、人事担当課にも相談し、文部科学省に担当教員の加配を要望している。まずは、現実施拠点校に担当者を複数配置して、巡回指導の実施を目指していく。

続いて、ICTを活用した遠隔教育の実施について報告する。文部科学省の委託事業である、ICTを活用した遠隔による自立活動の効果的な指導の調査研究を行った。関係市教委等の協力を得て、10月から11月まで実践を行い、現在まとめを行っている。

先日、実践報告会を行った。今後、オンデマンドにて実践の成果、課題等を配信し、現場で使えるようにしていく。他にも現場の先生方に生きるように、ICTを活用した自立活動の実践例、実践におけるメリットとデメリットをまとめたものな

どを各学校に配付予定である。

続いて、特別支援教育の専門性の向上、学校経営の充実について報告する。特別支援教育に対する教員の専門性の向上が課題となっている。前回、特別支援教育のマイスター認定制度、表彰制度の創設について意見をいただき、選定の基準はどうするのか課題となった。しかしながら、現時点で明確な基準を設定できる段階に至っていない。様々な効果や影響を考えながら、アウトラインを定めて、実施に向けて進めていく。

本日は、高等学校の通級による指導の充実について協議をお願いしたい。高等学校で通級による指導を実施できる先生を育成するためにはどのような方法があるか。また、文部科学省の調査において、小中学校において知的発達に遅れはないものの学習上に何らかの困難を感じている児童生徒が増えているとされた。このことに関して、どのように考えるか。学校では、どのような体制が必要となってくるか協議をお願いしたい。また、高等学校では、困難を感じている生徒の割合に、増加はないとされているが、大学等でも変化はないのか御意見を伺いたい。

**委員** 通級の指導は具体的にどのようなことをどれくらいしているのか。また、対象の生徒はどれくらいいるのか。

**事務局** 通級による指導は、通常の学級の授業から取りだして、障害に応じた授業を行う。巡回指導は、他校の先生が障害に応じた指導が必要な児童生徒の学校へ行き、指導している。

高校は単位制で補講が難しい為、多くは授業が終わった後に通級による指導を行っている。

実践している学校は10校である。しかしながら、通級による指導は、本人や保護者の同意がないと指導できないため、実際に対象の生徒が何人かは不明である。学校現場の声から、それ以上いると考えられる。

**委員** 保護者や本人の同意が得られなければ、対象とならないとなるとハードルが高い。

**委員** 生徒に対して障害があるかもということとは言ってはいけない。どう対応しているのか。

**事務局** 「言ってはいけない。」ということはないが、いろいろな感じ方をする子がいる。学校や家庭での困り感を共有し、調べてみてはという流れもある。いろいろなケースがあるが、生徒と保護者との関係が大事となっている。

**委員** 文部科学省の調査の質問の形式を教えてほしい。

**事務局** 学級担任が回答している。いくつか項目があり、「〇〇の問題を著しく示す」という形式である。

**委員** 高校に入学するには学力による入学選抜を受けて合格しなければならない。定時制では、志願者数が募集定員を超えることはないため、ほぼ全員が合格し入学する。中には、障害のある子も入ってきているのが現状である。高校では国語や数学など、教科の専門性が重要であるので、教員には多くの専門的な知識が必要となる。それに加えて、特別支援教育といった新たな領域を身につけるとなると厳しいと感じる。しかしながら、これまで高校の先生方はどんな生徒に対しても工夫しながら授業をしてい

た。その工夫が特別支援教育の領域に当てはまると捉えると先生方も、少しは受け入れやすくなるのかなと感じる。また、障害の認識について現状では、本人に障害があるなど、生徒が傷つく可能性がある言葉は絶対に言わない。「こういった場面ではこういった困り感があった。」などのいろいろな場面の情報を共有し、生徒に困り感がでる場面をつくらないようにしている。こういったことが特別支援教育とつながっているのだが、改めて特別支援教育について研修しますとなると先生方は構えてしまうかもしれない。

委員 高等学校は教科をしっかり指導できるスキルが求められる。特別支援教育は別分野であり、二足のわらじをはくような感じで難しいのではないか。特別支援学校の先生を再雇用して配置する予算を確保するのはどうか。

委員 再雇用は学校ごとに定数があり、定員がある。+αの加配となるとどうなるか。教員の質の向上の一環として特別支援学校と高等学校で人事交流は行っている。

委員 人事交流は良い手段で、視野が広がる。センター的機能で先生を指導する先生が来てくれて高校の先生方から助かったという意見が多かった。

委員 通級の指導者について、生え抜きを育てることを考えるのであれば、長い期間が必要となる。高校教育の専門性の向上は大変である。特別支援学校から交流で行っている教員は通級の授業だけでは持ち時間数が足りず、教科の授業を受け持っている。特別支援学校の先生が高校で教科の担任を持つこともハードルが高い。また、クラス全体のソーシャルスキルをどう上げていくのかが課題となっている学校もある。教育事務所等に指導してもらい、特別支援教育の視点やアプローチの方法も伝えていく。

事務局 どこの学校でも特別支援教育を行う必要がある。専門の教科だけということではなく、特別支援教育の視点を持ちながら指導することが必要である。

委員 知的障害の特別支援学校は療育手帳を取得していない子はいれない。中には療育手帳をとれない子が特別支援学校に入れることがある。中学生は特別支援学級に通い、卒業後に知的障害の特別支援学校のレベルの高い職業コースを選択する場合がある。職業コースの試験の他に、療育手帳の有無で特別支援学校に入れる、入れないがある。

委員 療育手帳がないと入れないわけではない。知的障害であることが証明できるものがないと知的障害の特別支援学校の対象にならない。実際に療育手帳がない生徒が特別支援学校に在学した例は、おそらく医師の診断書等で知的障害であることが証明できたと推測される。障害の程度については学校教育法施行令に示してある。対象ではない児童生徒については、インクルーシブ教育システムの考え方で、合理的配慮などの仕組みを利用しながら、できるだけ同じ場で学ぶことが大切。

委員 通級の巡回指導でリモートを活用する場合には障害によって指導に向き不向きがある。例えば、感性を磨く音楽といった教科はズームが適さない。順序として巡回指導で体制ができたなら、ICTを使用する。その環境が整った段階で高校で行うのであればそれほどハードルは高くない。高校は単位修得があるため、選択科目で理科や数学と並んで、自立活動を入れていく形がいい。しかし、生徒自身が自分の障害を受け入

れ、自立活動を選択する生徒は少ないと思われる。

**事務局** 生徒の必要感がある。生徒にどんな指導が必要かを見極める。そこから指導形態を考える視点をもつことが大事である。

**委員** 特別支援学校に行きたいけどいけなかったと逆で、特別支援学級に通っていた生徒が、県立高校に行けず、特別支援学校に通っている。中学校の特別支援学級のレベルが上がっている。生徒が物足りなさを感じているようである。中学部から上がった子と差があり、先生方、親御さんも困っている。

**委員** 特別支援学校でもその子に合わせた専門性の向上をやらなければならない。レベルが高い子も入っている。

**委員** 高等学校での障害受容は遅いと感じる。中学生までに障害受容を進めていく。自分の思春期、障害を把握することが大事。高等学校は義務ではない。義務教育の中で学んでいく必要がある。

**委員** これで、議題の協議については終了する。進行を事務局と交代する。

## 8 事務連絡等

### (1) 第3次千葉県特別支援学校整備計画について（報告）

冊子「第3次県立特別支援学校整備計画」P20以降を参照していただきながら、第3次県立特別支援学校整備計画の進捗状況について報告する。第3次整備計画10年間の期間で大きく2つの取組を進める。

1点目が、取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」、2点目が、取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒増への対応」である。

このうち、前期計画では、取組Ⅰを優先して取り組むこととしている。P21の表3が具体的な地域、対象校となる。

先日、令和5年度当初予算の記者発表があり、熊谷知事の記者会見の様子がテレビ放言されていたところである。第3次整備計画の中で、令和5年度当初予算案に計上されている事業については、千葉特別支援学校及び八千代特別支援学校の通学区域の一部を分離し、旧千葉市立花見川第二中学校を改修、一部新築して新設校を設置する。令和9年度に開校の予定である。

### (2) その他

## 9 閉会